

確定申告



～ 控除について～

税務財政課税務グループ
☎74-3003

障害者控除について

納 税者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者がいる場合は、そのいずれかの区分に応じて、その障害者または特別障害者の区分に応じた一定の金額を、障害者控除として所得金額から差し引くことができます。

対象要件は
身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方
要介護認定を受けている方
うち、常に就床を要するなど、

身体障害者などに準ずると認められる方。
精神上の障害により、日常的に物事の道理を理解する能力に欠ける方、その他にも幾つかの規定が設けられています。障害者のうち、その障害の程度が重度なものについては特別障害者とされています。

給与受給者にあつては、年末調整時の申告により適用されませんが、その他の公的年金など受給者や個人事業者などで、障害者控除の要件を満たしていても未申告により適用されていない方、もしくは障害の程度が普通障害から特別障害に変更となつ

た方など、申告を要する方については、障害者控除に係る確定申告（還付申告）を行うことにより、所得税が還付もしくは軽減される場合があります。なお住民税についても同様に軽減されます。



不明な点など詳しい内容については、税務財政課税務グループまで問合せください。

（注）要介護認定を受けている方のうち、身体障害者などに準ずると認められる方については、洞爺湖町が交付する障害者控除対象者認定書の提出が必要となりますので、申告前に同認定書を取り寄せてください。

詳しくは、健康福祉課介護保険グループ（☎74-3001）まで問合せください。

平成22年度町・道民税の申告相談及び所得税の確定申告相談会

申告期限は2月16日(火)～3月15日(月)まで

申告の必要な方

平成22年1月1日現在洞爺湖町に在住し、平成21年中に所得（給与・年金等・営業・不動産・配当・利子など）があった方
給与所得者で、退職などにより事業所などで年末調整を受けていない方（2カ所以上例 給与と年金など）から収入のある方
収入がなくても、洞爺湖町の国民健康保険（長寿医療保険）に加入している方
各種の税証明（課税・非課税・所得証明）が必要な方。

次の日程により相談会場を設けますので、ご相談ください。

開催日時 3月5日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時まで

会場 洞爺湖温泉支所

申告に持参するもの

平成21年1月1日～12月31日までの収入及び必要経費を証明する書類（帳簿類・源泉徴収票など）、印鑑、社会保険料（国民健康保険税など）の領収書、国民年金の支払証明書、生命保険料などの証明書、地震保険料（長期損害保険料）の控除証明書

申告相談 受付



夜間の確定申告相談会

日時 2月24日(水)・25日(木)・26日(金) 17時30分～20時30分まで
3月10日(水)・11日(木)・12日(金) 17時30分～20時30分まで
計6日間

会場 役場税務財政課

詳しくは、洞爺湖町役場税務財政課税務グループ（☎74-3003）まで問合せください。